

水源地フォーラム開催

～水源地・防災国土の安全と再生をめざして～

水源地を抱える地方自治体やその地域住民が、水源地を取り巻く今日的課題について、今後の展望を一層広げるため、有識者の講演や各地域の方々からの報告を行います。参加費は無料ですので、是非ご参加ください。

日時 2月12日(火) ●受付開始/9時 ●開会/9時30分

場所 甲南情報交流センター「忍の里プラザ」
甲南町竜法師600番地 ☎86-1046

講演者・題目

・滋賀県森林組合連合会代表理事 松山 正己 氏

「森林の多面的な効果について」

・東京大学名誉教授 高橋 裕 氏

「川と国土の危機」

・京都大学大学院教授・内閣官房参与 藤井 聡 氏

「交通網と地域振興への貢献」

※上記講演のほか、甲賀市からの多羅尾水害の教訓をはじめ各地からの現地報告(災害等)、講演者によるパネルディスカッションを行います。フォーラム内容については、一部変更の場合もあります。

参加費 無料

申込方法 ご希望の方は、チラシの申込書または電話・FAXにてお申込ください。

※お申込の際にいただいた個人情報は、本フォーラム以外での使用はいたしません。

内容 詳しくは市役所等に設置している、チラシをご覧ください。

※各旧支所地域市民センターの窓口カウンター等に設置しています。

主催 水源地フォーラム実行委員会

問い合わせ

水源地フォーラム実行委員会事務局(総合政策部 政策推進課内)
〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
☎65-0670 ☎63-4554

地域情報化基盤整備事業

■音声放送端末機設置までの大まかな流れ

- ①事前調査立会のご連絡
「株あいコム(つか)」の委託業者より
日程調整の電話連絡
- ②事前調査
「株あいコム(つか)」の委託業者により
工事の調査と申込手続きの実施
- ③引込工事
市の請負業者が引込工事を施工
- ④宅内工事
「株あいコム(つか)」の請負業者が
宅内工事を施工

問い合わせ 情報基盤整備推進室
☎65-0658 ☎63-4574

『(仮称)こうか忍者音頭』の歌詞が市が募集した『(仮称)こうか忍者音頭』の歌詞が全国の皆さんから106点の応募をいただきました。ご応募、誠にありがとうございました。歌詞選考委員会による厳正な審査の結果、北海道在住の朝倉修さんの作品『甲賀忍者音頭』を優秀作品として選出しました。

この後、採用作品に作曲・振り付けを行い、3月

『(仮称)こうか忍者音頭』の歌詞決まる

開催予定の新名神高速道路開通5周年記念事業において、市内園児たちが披露する予定です。『甲賀忍者音頭』の歌詞は、新名神高速道路開通5周年記念事業と関連して広報3月1日号に掲載します。

問い合わせ
いじも未来課
☎86-8182 ☎86-8380

ノロウイルス感染にご注意を

手洗いや食品の十分な加熱、体調管理などに気をつけましょう

「食中毒に注意するのは夏場」という思い込みはありませんか？最近、冬場の食中毒が多発しています。特に、ノロウイルス感染による疾患発生数が毎年多数に上り、今年も既に多くの発生が報告されています。

予防のポイント

1. 手洗いをしっかり行いましょう

消毒用石けんや消毒用アルコールはノロウイルスに効果がありませんので、手指を石けんで30秒以上時間をかけて丁寧に洗い、手指についたウイルスを流水で洗い落としましょう。

調理前、トイレの後、食事前および下痢やおう吐をした人の世話や汚物処理をした後は、特に念入りに行いましょう。

また、手を拭くタオルは共用せず、ペーパータオルまたは個人用のタオルを使いましょう。

2. 食品は十分に加熱しましょう

食品は中心部まで85℃以上で1分間以上加熱しましょう。また、盛り付ける時は、お箸などを使い直接食品に触らないようにしましょう。

3. 体調が悪いときは休みましょう

下痢、おう吐等の症状がある時は、食品を二次汚染させる可能性があるため調理作業をしないでください。

塩素消毒の方法

家庭用の塩素系漂白剤を水で薄めて「塩素液」を作ります。

※濃度によって効果が異なりますので、正しく計りましょう。(厚生労働省ホームページより)

製品の塩素濃度	塩素液の量	水の量	おう吐物などの廃棄 (袋の中で廃棄物を浸す) 塩素液	
			塩素液の量	水の量
6% (一般的な家庭用)	10ml (ペットボトルのキャップ約2杯)	3ℓ	50ml (ペットボトルのキャップ約10杯)	3ℓ

- ・製品ごとに濃度が異なりますので、表示をしっかりと確認しましょう。
- ・塩素系漂白剤は、使用期限内のものを使用してください。
- ・おう吐物などの酸性のものに直接原液をかけると、有毒ガスが発生することがありますので、必ず「使用上の注意」をよく確認してから使用してください。

問い合わせ

健康推進課
☎65-0703 ☎63-4591

甲賀市景観条例(改正原案)へ ご意見を

市では、美しいふるさと甲賀の風景を守り育てることを目的として、甲賀市景観条例を制定しています。このたび、景観法に基づく景観まちづくりの基本的な計画である甲賀市景観計画の策定に伴い、甲賀市景観条例の見直しを検討しています。

■募集期間

2月1日(金)から3月5日(火)の33日間

■閲覧場所

市ホームページ、都市計画課、地域市民センター(旧支所)の各窓口

■意見を提出できる方

当該条例(原案)に関し、意見等を提出する意思を有する個人、法人その他の団体

■意見の提出方法

住所、氏名、電話番号、意見のあるページ番号などを記入し、直接提出いただくか、郵送(3月5日必着)、FAX、Eメールで提出してください。

■意見の回答について

お寄せいただいた意見は、回答と併せて、ホームページで公表させていただきます。

提出先・問い合わせ

都市計画課(水口庁舎2階)
〒528-8502 水口町水口6053番地
☎65-0786 ☎63-46001
✉koka10401000@city.koka.lg.jp